

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画（素案）に
寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の募集等

(1) 区民意見反映制度（パブリックコメント）

意見募集期間 平成 27 年 12 月 11 日から平成 28 年 1 月 12 日

意見提出者数 17 名

(2) 区民説明会

参加者総数 71 名

2 区民からの意見

(1) 意見総数 76 件

(2) 意見の内訳

分 類	件数
計画素案全般に関して	19
施策 1 「ともに支え合う地域社会を築く」に関して	23
施策 2 「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」に関して	10
施策 3 「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」に関して	15
施策 4 「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」に関して	9

3 意見に対する対応

区分	内 容	件数
◎	意見の趣旨を踏まえ、計画に反映するもの	4
○	「素案」に趣旨を記載しているもの	52
□	「素案」に記載はないが、事業等において既に実施しているもの	8
△	計画には記載しないが、対応に向けて今後検討するもの	6
—	計画に関連のない意見、質問、対応が困難なもの、その他	6

4 区民からの意見と区の考え方

別紙のとおり

区民からの意見と区の考え方

1 計画素案全般に関して

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
1	「ずっと住みたい やさしいまちプラン」の標題については、夢と希望に満ちたものとして高く評価したい。	「ずっと住みたい やさしいまちプラン」の標題は、区民の皆さまのご意見を踏まえて命名したものです。	○
2	理念、目標、取組の視点と施策を精査すると、あまりにも理想と現実のギャップを感じざるを得ないが、一方では期待するところでもある。	目標と現実とのギャップを埋めるよう計画を推進していきます。	○
3	本計画が支援の対象とする「地域福祉活動」は、どのような範囲の活動を指しているのかわかりにくい。	区民が広く地域のできごとに関心を持ち、それぞれの立場で地域の活動に関わることが地域福祉の増進につながるものと考えています。 本計画では、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、地域における人と人とのつながりの輪を広げ、身近な地域で主体的に課題解決に取り組む地域住民の活動を支援の対象としています。	○
4	気づき、第一歩、理解・共感という考え方は素晴らしい。区と住民とが一体となって福祉をやっているありがたみを改めて感じていただきたい。練馬はいいまちだと思う。皆さんで協力し合えればと思う。	本計画の策定にあたり、地域福祉活動に携わっている区民の方や障害当事者の方などを構成員とする検討組織を設けご意見をいただきました。そのなかで、①人の暮らしの多様性への気づきを広げる、②区民に自主性を尊重し、その第一歩を応援する・支援する、③「ともに支え合い暮らす福祉」への理解・共感の輪を広げるという循環が大切とのご指摘がありました。計画の推進にあたり、この循環を地域社会のなかに生みだしていけるよう取り組みます。	○
5	第3章の3に記載されたこの絵柄は面白い。第2章の冒頭に記載してはどうか。 絵中の言葉の過去形は、現在形（例えば「気づいた」は「気づく」）にした方が、受け身でなく能動になり、さらに発展するイメージになると思う。	第3章の図は計画の推進の考え方を図示したものです。配置は計画素案のとおりとします。図のなかの表記はご意見を踏まえ修正します。	◎

6	計画の目標「ともに支え合うだれもが自由に社会参加できるまち」において、「まち」が平仮名になっている。何か意味があるか。	地域福祉・福祉のまちづくり総合計画では、施設整備等のハード面と、区民の皆さまの活動などソフト面の両面から取り組むため、平仮名の「まち」を使用しています。	—
7	行政・地域・福祉活動関係者相互のネットワークとマネジメントにより、活動の成果が一層大きくなるのが期待できるので、そのような相互連携を推進するよう提案する。	基本理念のひとつとして「協働」を掲げています。計画の推進にあたっては、区民、事業者および区等が主体的に取り組み、相互に尊重し、協力しながら推進するよう取り組みます。	○
8	地域に依存しなければ行政が成り立たないことは、言を俟たないが、残念ながら危機感を持って地域をリードするリーダーが少なく、町会連合会の組織も十二分に機能しているとは言い難いのが現状である。	施策1の「取組項目2：地域の福祉力を支える担い手を応援する」において、地域の福祉力の向上を目指して、地域福祉を担う人材の育成や地域福祉活動への参加者を拓げる取組を重点的に取り組むこととしています。 「地域福祉パワーアップねりま」では、福祉に関する幅広いカリキュラムを用意して、地域で主体的に活動できる人材の育成に力を入れています。	○
9	練馬区は、区誕生以来4地域、そして光が丘誕生で5地域に大別され、それぞれが独特の伝統と価値観を持ち、それが日常生活のなかに溶け込んでいることから、平均的もしくは均一的発想では区政そのものが成り立ちにくいことを前提としてのプランニングを考える時期に来ているのではないか。	地域の実情や特性は一樣ではなく、異なっています。それぞれの地域にふさわしい取組が重要と考えています。	○
10	(行政が) 地域に依存する部分については、無償ボランティアの発想から有償へ移行し、コミュニティビジネスの発想で臨むべき時期にきているのではないか。	ボランティアの代価についてはさまざまな考え方があります。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	△
11	計画の目標という表現があるが、これまでの取組を踏まえ、5年間で何をどこまでどのような状態にしていくのか。	本計画では、施策ごとに「めざす方向」と「5年間の目標」を記述しています。また、計画事業の目標値については、可能な限り数値目標を設定しています。	○

12	<p>5か年計画を作成していくなかで、今回のプランにかかる費用はどれくらいなのか。単年度予算のなかに占める割合は。</p>	<p>取組項目には、今後検討するもの、他の事業の一部となっているものなどが含まれていることから、全体の事業費を示すことは困難です。</p> <p>各事業の実施に要する経費については、当該年度の財政事情や事業の実施状況・進捗状況などを踏まえて、各年度の予算を通じて明らかにしていきます。</p>	—
13	<p>第3章1(2)に記載されている計画事業の実施状況は、区内部で把握するだけでなく、外部からわかる仕組みが必要だと思う。</p>	<p>計画事業の取組状況は、公募区民や学識経験者等で構成する「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会」において、定期的に報告します。この委員会の資料や議事録等は、区ホームページで公表します。</p>	○
14	<p>計画の推進体制と進行管理についてP D C Aサイクルを回していただきたい。</p> <p>特に、他部門との共管事業（社会福祉協議会との共管を含む）の目標設定と達成状況把握が曖昧になる怖れがあるので、P D C Aサイクルによる管理が有効と考える。</p> <p>この場合、平成31年度（5年後）の目標値が「継続実施」「充実」「周知徹底と連携強化」等の記述多く、その実現性が担保されない怖れがあるので、目標設定は全項目につき見直していただきたい。</p>	<p>各施策の取組にあたっては、定期的に取り組状況の把握、点検を行い、その結果をその後の取組に反映させていきます。</p> <p>取組状況の点検にあたっては、公募区民や学識経験者等で構成する「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会」のご意見をうかがっていきます。</p> <p>5年後の目標について、すべての取組に数値目標を設定することは困難な状況です。各年度の取組の点検にあわせて次年度の目標設定を行い、実効性を確保していきます。</p>	○
15	<p>本計画を推進する庁内組織を設置するとあるが、その下部組織の専門部会への傍聴ができるように配慮していただきたい。</p>	<p>庁内検討組織では、区内部における検討や事実関係の確認が不十分な情報が取り扱われることがあるため、外部の方の傍聴は予定していません。</p>	—
16	<p>効率的に事業を進めるため、事業ごとに5年間の活動プログラムを計画、年度ごとに目指すレベルを設定して、P D C Aサイクルを着実にフォローするべきだ。</p>	<p>計画事業の実施に際しては、毎年度、予算を策定する段階で取組内容を精査して取り組んでいます。</p> <p>計画の推進については、「第3章 計画の推進のために」において、計画の推進体制と進行管理について記述しています。取組状況の点検にあたっては、公募区民等で構成する地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会でご意見をうかがっていきます。</p>	△

17	区民の年齢が高齢化していくなかで、経済の発展は見込めるのか否か。	平成 27 年 12 月に発行した練馬区の「これから」を考える～区政改革に向けた資料～において、右肩上がりの税収増は望めず厳しい局面への対応を迫られるという認識を記載しています。	—
18	平成 28 年 4 月より施行予定の障害者差別解消法に基づき練馬区でも障害者差別解消支援地域協議会の設置が予定されているが、計画素案で差別・合理的配慮に関する施策が入っていないので、是非この項目を入れていただきたい。	障害を理由とする差別の解消については、平成 27 年 3 月に策定した練馬区障害者計画の施策 7 に主な取組項目と位置付け、推進しています。 また、区では事業者として障害者差別解消法の理念や精神を活かした対応を図るため、庁内の検討組織で検討を行っています。	□
19	市民との協働による福祉的な支援が生活のさまざまな場面で行われるようにするには、練馬区地域福祉計画のみではなく、労働問題解決のための練馬区産業振興ビジョン、女性特有の社会問題解決のための練馬区第 4 次男女共同参画計画など、枠を超えた計画を策定し、当事者の生活にトータルな支援をすべきである。	各計画の策定にあたっては、課題や施策を共有できるよう関係部署が連携して検討し、取り組んでいます。	□

2 施策 1 「ともに支え合う地域社会を築く」に関して

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
20	施策 1 について、働きかけを行う地域やエリアの範囲を明確にすることと、当面、目標とする地域（働きかけを行う地域）を明示してほしい。	働きかけを行う地域などについては、今後、具体的に事業に取り組んでいくなかで明らかにしていきます。	△
21	地域の課題解決には、町会・自治会、管理組合、民生児童委員会、青少年育成委員会、避難拠点連絡会、学校応援団、PTA、保護司会など、横串の連携・顔の見える関係が必要なのに、お互い相手がなにをしているか知らないのが現状で、これでは大きな成果を期待できない。最初の呼びかけは、行政からせざるを得ないだろう。	地域では、多くの方々が、お住まいの地域をよりよくしたいと積極的に活動しています。区では、こうした方々との連携を進めていきたいと考えています。 平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくりにあたっては、地域で活動する団体の交流の場や意見交換会、学習会の開催など、そのきっかけづくりを行う予定です。	○

22	地域コミュニティ活性化の取組は、現在どのようになっているのか。	地域コミュニティ活性化プログラムのモデル事業を実施しているなかで、高齢者などの見守りが地域住民の共通の課題であり、取組が必要であることがわかってきました。みどりの風吹くまちビジョンに基づき、平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくりのモデル事業に着手しています。	○
23	お年寄りへの思いやり、子ども同士の思いやりが薄れてきているが、それをみんなで支え合うことが福祉だと思う。こうしたつながりを、少しでも広げていくことが気づきの第一歩だと考えている。	区民一人ひとりが人や暮らしの多様性に気づく機会づくりを推進するという視点に立って、計画事業に取り組んでいきます。	○
24	子どもや外国人の方など、支援対象は多様化しており、さまざまな人を対象としたさまざまな活動との連携が、不可欠である。ゆるやかな見守りについて、実効性のある取組体制を確立してほしい。	公共サービスの範囲や内容の広がりによって、その担い手も多様化しています。区民サービスの向上と持続性を確保していくためには、多くの区民の方の参加と協力が欠かせません。 ゆるやかに見守りあえる地域づくりにあたっては、当面、地域で活動する各種の団体や地域住民の活動への側面的支援や見守りに対する啓発などのモデル事業に取り組みます。取組内容の検証を行い、実効性のある取組体制の確立を図ります。	○
25	地域にはひとりぐらしの高齢者が増えており、平常時に、ゆるやかに見守りあえる地域づくりについて、早急にコミュニケーションだけでも取れるシステムが必要と考える。 また、地域福祉に関しては、町会・自治会の力を活用すべきと考える。	超高齢化社会に向けた対策が急務です。地域では高齢者の見守り事業、町会・自治会での見守り活動、老人クラブ活動等、さまざまな活動が取り組まれています。そうした方々の活動の情報を共有し、支援が必要な方に適切なサービスが提供できるよう取り組みます。 町会・自治会は地域の課題を自らの手で解決している地域最大の住民組織です。地域福祉の推進にあたっては、町会・自治会との連携は不可欠と考えています。	○
26	モデル事業の検証にあたって、見守られている人たちの意見、他の自治体の活動状況も確認してほしい。	モデル事業の検証にあたっては、地域の方のご意見をうかがう機会を設け、取り組んでいきます。	△

27	<p>計画素案 8 ページに記載されたコラムについて、地域ごとの関係者のネットワーク化は、地域福祉の推進の大きな力になることが期待できる。こうした取組の阻害要因として、個人情報機密の問題があるので、地域グループのリーダーに対しては、個人情報保護の意義や重要性、留意事項などの周知が必要である。</p>	<p>見守り活動にあたっては、個人情報に触れる機会が多くなります。関係者の会合など、さまざまな機会をとらえて、個人情報保護の意識の向上を図っていきます。</p>	○
28	<p>取組項目 1 (2) について、「災害時要援護者名簿」の取扱いについて、十分な管理体制をお願いしたい。</p>	<p>名簿に登載されている情報は、平常時および災害時の防災活動に活用するため、民生委員や希望する区民防災組織等に情報提供します。情報提供先には、秘密の厳守、目的外利用および第三者への提供禁止を義務付けています。</p> <p>今後も情報の適切な管理に努めます。</p>	○
29	<p>小学校のみではなく、中学校も避難所指定してもよいと考える。</p>	<p>すべての区立小中学校を避難拠点に指定しています。本計画では避難拠点での避難生活が困難な要援護者を受け入れる福祉避難所の拡充に取り組むこととしています。</p>	○
30	<p>町会・自治会活動にどのような支援を考えているのか。</p>	<p>町会・自治会は、地域の課題を自らの手で独自に解決している地域最大の住民組織です。</p> <p>区では、町会・自治会の活動に対して、資金の助成をはじめ、加入促進用のパンフレットやポスター、冊子の作成など、さまざまな支援を行っています。今後も、地域における活動の中核的な団体と捉え、こうした支援を充実していきたいと考えています。</p>	○
31	<p>取組項目 2 (1) について、町会・自治会の加入世帯数は現状40%程度と思われるが、平成31年度の目標値を設定した方が良いのではないか。</p>	<p>人口の流入などによる区全体の世帯数は増加傾向にあります。一方、住民の地域活動への関心が低下するなど、町会・自治会の加入世帯については、平成 20 年以来、約 14 万世帯 (40%程度) で推移しており、ゆるやかに減少してきています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、区では、町会・自治会の主体的な活動を側面から支援し、加入世帯数の増加を目標としています。</p>	—

32	<p>地域のことは、地域住民の方がよく知っている。</p> <p>民生委員と町会が連携し、コミュニケーションが取れることが望ましいが、難しい側面や事情もある。</p>	<p>地域で活動する方々や団体、町会・自治会、民生委員の皆さまは、それぞれがさまざまな地域情報をお持ちです。こうした方々が、相互に連携し協力することで、地域のつながりも深まり、孤立されている方に手を差し伸べることも可能になります。</p> <p>同じ地域で暮らす人々が互いを思いやり、支え合い、見守りあえる地域社会の実現を目指して取り組んでいきます。</p>	○
33	<p>「地域福祉パワーアップカレッジねりまの充実」の具体的な内容について教えてほしい。</p>	<p>実際に地域において実践的な活動に取り組めるようなカリキュラムの充実やさまざまな活動をしている方々との交流機会の充実を図ります。</p>	○
34	<p>「(仮称) 地域福祉フェスタの実施」とあるが、練馬まつりや障害者フェスティバルなど、既存イベントとの関係も踏まえて、表現や内容を整理した方がよいと考えるので検討されたい。</p>	<p>従来、実施してきた地域福祉入門セミナーや地域福祉活動団体交流会などの取組を発展、拡充し、多くの区民が参加できる催しとして、「(仮称) 地域福祉フェスタ」の開催に向けた検討を行います。</p> <p>検討にあたっては、ご指摘の内容を含めてさまざまな角度から検討します。</p>	○
35	<p>「地域福祉コーディネーター」の取組には大いに期待しているが、「地域福祉コーディネーター」は、福祉のまちづくりサポーターを含むものなのか、違うものなのかわかりにくい。</p>	<p>地域福祉コーディネーターは、地域における人と人とのつながりの輪を広げ、身近な地域で主体的に課題解決に取り組む地域住民の活動等の支援を目指しており、区と社会福祉協議会が協働して取り組んでいます。</p> <p>一方、福祉のまちづくりサポーターは、より利用しやすい道路、公園、施設、サービス等の整備や改善を行う際に、福祉のまちづくりの観点からご意見をいただくため、障害者、高齢者などの区民の皆さまにご登録いただいているもので、地域福祉コーディネーターとは役割が異なります。</p>	○
36	<p>福祉に関わっている団体が多数あると思うので、そうした団体が相互に協力し、地域課題の解決につなげてほしい。</p>	<p>区内では、さまざまな団体が活動しています。こうした団体相互や関係機関等がネットワークを形成し、地域における支え合い活動を総合的に進めることが求められています。</p> <p>地域で活動している団体や関係機関をつなぐコーディネート機能を充実するため、地域福祉コーディネーターによる取組を重点項目としています。</p>	○

37	見守りあえる地域づくりには、地域福祉コーディネーターは有効な取組である。地域福祉コーディネーターや「地域福祉協働推進員」の取組内容を知りたい。	地域福祉コーディネーターは社会福祉協議会の職員が務めています。地域福祉活動を支えるため、住民や活動団体等に働きかけて情報の収集や提供を行い、住民による支え合いが広がるよう支援を行う「地域のつなぎ役」です。 「地域福祉協働推進委員」も社会福祉協議会で取り組んでいる活動です。「ネリーズ」という愛称で、地域でさまざまに活動していただける方に登録していただき、地域協働に向けて協力いただいています。	○
38	「地域福祉協働推進員」は良いアイデアなので、区の具体的な施策のなかで、「地域福祉協働推進員」のPR強化を取り入れてはどうか。	「地域福祉協働推進員」は、練馬区社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」に基づき、練馬区社会福祉協議会で取り組んでいます。 本計画では、地域福祉コーディネーターの取組と合わせて地域福祉協働推進員の登録呼びかけを支援していくこととしています。	○
39	地域福祉活動に関わりたいという方は多いという印象を持っている。活動の継続を支える仕組みが必要だと感じている。	区民の自主的な活動に対して「やさしいまちづくり支援事業」により運営経費の一部助成や活動に対する助言を行うアドバイザーの派遣などの支援を検討しています。	○
40	地域のために活動している方々も多くいるので、区には資金面などでの支援をお願いしたい。	「やさしいまちづくり支援事業」により、区民の方々の自主的な活動や取組を支援していきます。	○
41	貧困が見えにくい状況のなかでは、困っている人が困っていると言える地域をつくる必要がある。 地域にさまざまな人が集まれる居場所をつくり、当事者の抱えている問題などに耳を傾ける機会が増えることにより市民の認識が拡がると思う。	相談情報ひろばをはじめ、区民の方が主体となる活動に対し支援を行いながら、多様な方々が集える居場所づくりを推進しています。	○
42	非営利地域福祉活動団体という言葉でまとめられてしまうとよくわからないので、もう少し日常的な用語、わかりやすい用語を使っていただく方が良いと思う。	わかりづらい用語については、脚注や用語解説のページにおいて説明を加えます。	◎

3 施策2 「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」に関して

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
43	盲導犬同伴時に、たびたび区内レストラン等で入店拒否がある。また、区立トレーニング室では、入口に補助犬標示があるにもかかわらず方針が定まっていなかったため対応検討に時間を要した。盲導犬利用者にやさしいまちではない。	これまでも盲導犬等の身体障害者補助犬の同伴受け入れについて、周知と啓発に努めてきました。本計画においても、建物所有者等へのユニバーサルデザインへの理解促進や多様な人との相互理解を深める取組の一環として、身体障害者補助犬の普及啓発に取り組みます。	○
44	区内のユニバーサルデザイン化の現状について記載してほしい。	計画素案 23 ページコラムに、これまでの主要な取組について成果等を紹介しています。	○
45	目指す方向性については大いに賛成である。縦割り行政のなかで、どこまで横串を入れ他の部署の協力を得て実現できるか、区制改革のシンボルのひとつとして大いに期待したい。	公共交通施設、道路、公園、建築物など個別施設のバリアフリー化を着実に進めることと併せて、施設相互のつながりを意識した整備を進めるためのガイドライン策定に平成 28 年度から着手します。	○
46	歩道のバリアフリー化について、区道と都道とでは対応が異なる点について、どのように連携を図るのか。	歩道のバリアフリー化については、視覚障害者と車いす利用者等とは異なる意見があり、区では双方の意見を聴きながらよりよい構造について検討を進めています。都道の整備に際しては、こうした区の状況も踏まえ、所管である東京都と連携して対応していきます。	□
47	車いすなどの障害者、高齢者が災害時に避難しやすい道幅確保をしてほしい。また、段差解消や、駅周辺の混雑を解消する整備を行ってほしい。	区内には十分な歩道幅が確保できない道路が多々あります。都市計画道路等の整備を着実に進めます。また、バリアフリー化や無電柱化等により通行に支障のない道づくりを取組項目に位置付け、整備を進めていきます。 また、幅員が 4 m に満たない狭あい道路拡張整備工事に助成するなど、道路幅員の拡張を進めています。	○
48	安全・快適なトイレの普及について、現状について記載してほしい。	計画素案 23 ページのコラム記事で、建物の新築等に合わせて平成 23～26 年度の 4 年間で約 380 施設に車いす対応トイレが新たに整備されたことを紹介しています。	○
49	ユニバーサルデザインに無関心な事例（入口の段差など）が散見される。民間施設のユニバーサルデザイン普及のため、具体的な施策として「公共的建物（医療機関など）の建築申請の際に UD の観点からの指導」を組み入れてほしい。	区民生活に身近な店舗や診療所の新築や増改築等の際には、福祉のまちづくり推進条例に基づく協議を義務付け、より水準の高い整備の指導、助言を行っています。設計者や建物所有者等がユニバーサルデザインへの理解を深める取組をさらに進めていきます。	○

50	<p>歩道や路側帯での弱者に対する自転車の駐車や走行の横暴が目立つ。ハードの整備だけでなく「自転車がやさしいまちづくり」を新たなテーマとして取り入れてはどうか。</p>	<p>自転車をとりまく総合的な課題については「練馬区自転車走行環境整備指針」に基づき、総合的な自転車走行環境の整備とあわせて、自転車利用者に対するルールの周知・マナーの向上に向け、講習会や広報活動等、多様で幅広い啓発活動を推進していきます。</p> <p>ご提案の内容については、「練馬区自転車利用総合計画」により、放置自転車対策や自転車利用者のルール・マナーの向上等、ソフト面を含めた総合的な取組を進めています。</p>	□
51	<p>施策2は、福祉部管理課と建築課との共管が多いようだが、福祉部管理課で充分管理できないのであれば、建築課等に移管するか、本プランからはずすべきではないか。</p>	<p>ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの取組は、さまざまな分野が連携して取り組む必要があります。施策2をはじめ各計画事業については、所管課がそれぞれ主体的に実施するもので、いわゆる「共管事務」にはあたりませんが、より良い取組とするため公共交通施設、道路、公園、建築物などハード分野の取組においても、まちづくり部門と福祉部門等が連携し取組を進めます。</p>	○
52	<p>福祉のまちづくり実現のため、障害当事者の声を聞いてほしい。視覚障害者と車いす使用者では道路を通行する際の困難に違いがある。関係団体だけではなく、障害当事者個人からの聞き取りなど、さまざまな場面での聞き取りを行うべきである。</p>	<p>歩行者横断部の段差については、車いす利用者等と視覚障害者では異なる意見があります。双方が納得できる歩行者横断部の構造について検討するため、障害者団体間での意見交換を踏まえ整備を進めています。今後、他自治体の事例を調査するとともに、より良い方法を検討し取り入れていきます。</p> <p>また、本計画では、区立施設、区立公園の整備の際に、高齢者、障害者、子育て世代など多様な利用者から意見を聞くことを取組項目に位置付けています。</p>	○

4 施策3「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」に関して

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
53	<p>目指す方向性については大いに賛成。今後の詰めに期待したい。</p>	<p>ご期待に応えられるよう着実に取組を進めていきます。</p>	○

54	「多様な人」とは、だれのことを指しているのかわかりにくい。	地域には、高齢の方、障害のある方、子育て世代、母国語が異なる方がおり、年齢、生活様式などもさまざまです。このような「多様な人」が地域で暮らしていることを前提としながら、だれでも社会参加できるように取り組んでいくことが大切と考えています。	○
55	素案概要版では、障害者という言葉が出てこない。計画をつくる以上は、障害者に対する考え方を示してほしい。	本計画では障害のある方も含めた多様な人が「ともに支え合う だれもが自由に参加のできるまち」を目指しています。説明会用の素案概要版では障害者という言葉の記載は1か所ですが、計画素案のなかでは各所に記載しています。	○
56	小学生ユニバーサルデザイン体験教室については、教育委員会の協力が必要ではないか。学校のカリキュラムに取り入れられるよう連携して取り組んでほしい。	区立小学校では、総合的な学習の時間などを活用し、さまざまな障害のある方を招いての講話、障害体験などを通じて、障害理解と多様なニーズに応じたまちづくりについて学習する取組を行っています。小学生ユニバーサルデザイン体験教室についても、有用なプログラムのひとつとして、学校の実情に応じて取り組めるよう、引き続き教育委員会と連携していきます。	◎
57	小学生ユニバーサルデザイン体験教室は、体験することを主とする教育か、理解するための教育か聞きたい。	小学生ユニバーサルデザイン体験教室は、小学生が段差など身近なバリアを体験したり障害のある方などの話を聞いたりすることを通して、多様な人に対する理解を促進することを目的としています。	○
58	小学生ユニバーサルデザイン体験教室は、障害者の方と共に教室のなかで学ぶことについて、授業を受ける児童の保護者等に対する理解や啓発も必要ではないか。	保護者等成人の方々への啓発も重要であると考えています。体験教室の発表会に保護者等に参加していただくなど、多様な方との相互理解の促進に努めます。「やさしいまち通信」の発行などさまざまな啓発事業に取り組み、多様な方の社会参加に対する理解のすそ野の拡大に取り組んでいきます。	○
59	「小学生ユニバーサルデザイン教室」について、小学校だけではなく、中学校や高校でも展開していくことが有効と考える。個人の活動として、六本木の単位制の都立高校で同様の取組を行っている。区内の都立高校においても、実施できるとよい。	ユニバーサルデザイン教室については、まずは小学校から進めていきたいと考えています。中学校や高校における実施は今後の課題とします。	△

60	<p>「体験教室実施マニュアル」の作成に際して、「実施サポート体制」（教師の相談相手となり、実施を支援できる）の整備を併せてお願いしたい。</p>	<p>ユニバーサルデザイン体験教室の実施にあたっては、環境まちづくり公社まちづくりセンターが支援しています。ユニバーサルデザイン体験教室実施マニュアルは、学校独自でも取り組めるよう作成するものですが、マニュアル作成にあたっては教育委員会と連携を図るなど体験教室が円滑に実施できるよう支援していきます。</p>	○
61	<p>16 ページのコラムでソフト面の課題を挙げているが、その具体的取組が見当たらないがいかがか。</p>	<p>ユニバーサルデザイン推進ひろばを運営するまちづくりセンターではソフト面の課題（制度・情報・心のバリア）に対し、区と共に小学生ユニバーサルデザイン体験教室等の実施に取り組んでいます。</p>	○
62	<p>自分は聴覚障害者である。外見だけでは障害があるとわからないので、30年以上地域で暮らしてきて、寂しい思いをたくさんしてきた。情報を知りたくてもなかなか入ってこないし、情報を発信したくても、なかなかできない。紙に書いてもらえれば情報が伝わるので、周りの人をお願いをしても、なかなかやってもらえない。地域コミュニティに参加できていない。聴覚障害者への配慮を考えてほしい。</p>	<p>本計画では、聴覚に障害のある方を含む多様な人を対象として、「ともに支え合う だれもが自由に社会参加のできるまち」という計画目標を掲げ、さまざまな施策に取り組むこととしています。</p> <p>素案概要版 29 ページの右側の図にあるように、まずは、さまざまな方が地域に住んでいることに気づいてもらい、気づきから行動へ、行動を通じてお互いをわかりあい、つぎの気づきへつなげる、という循環を地域社会につくっていくことが重要と考えています。</p> <p>情報受発信の仕組みの検討や「「まちを笑顔にするための第一歩」の推進」の取組などを通して区民の理解促進や啓発を着実に取り組んでいきます。</p>	○
63	<p>「地図情報と連携したバリアフリー情報の発信」「イベント等におけるICTの活用」の説明において、スマートフォンを活用するという例示があった。自分はスマートフォンを持っていない。高齢者の方々は、私と同じようにスマートフォンや携帯電話を持っていないケースが多いと感じている。スマートフォン以外の情報発信の方法も検討してほしい。</p>	<p>ICTの活用は、技術の進展や特性を踏まえ、情報提供方法の多様化を図るものです。スマートフォンやパソコンをお持ちでない方々への情報提供も、これまで通り工夫し取り組んでいきます。</p>	□

64	聴覚障害者に配慮が足りない。催しに参加したいのにファックス番号が書いてないため、自分で申込みができない。そのため、手話サークルの方に相談して電話で申込みをしてもらっている。自分で行動できるように、常にファックス番号を書くようにしてほしい。お願いしているが、なかなか改善されない。	ファックス番号の掲載については、紙面の都合上難しい場合もありますが、できる限り掲載するよう働きかけていきます。多様な人のニーズにあった情報提供の方法を検討し、必要な情報を適切に受発信できるよう取り組んでいきます。	○
65	中途失聴者が増えている現在、手話通訳者、要約筆記者がさらに必要となっている。社会福祉協議会との連携等により手話を広めてほしい。	だれもがともに暮らし社会参加できるまちの実現のためには必要な情報が適切に入手できることが大切です。今後もわかりやすく効果的な情報提供に取り組むとともに、手話等の必要性についての啓発に取り組んでいきます。	○
66	計画の取組項目が、「●●をします」というように、なにに取り組むのかが明確に表現されていて、とても良い。しかし、計画素案 30 ページの「機運の醸成」は、わかりづらい。	ご意見を踏まえて、「「まちを笑顔にするための第一歩」の推進」に改めます。	◎
67	取組項目 3 (1) の実施にあたっては、特に店舗に対しての働きかけが重要と思う。関係部署と連携してほしい。	関連する部署と連携し、働きかけていきます。	○

5 施策 4 「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」に関して

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
68	福祉サービスを利用しやすい環境とあるが、福祉サービスは非常に広い範囲なので、例えばどのような方策を指しているのか。	<p>施策 4 では、①福祉サービスの質的な向上を図ること、②サービス利用の基礎となる権利擁護制度を周知し利用を推進すること、③サービス提供事業者の経営の健全性の確保や事業の透明性確保のためのシステムが整うことを目指しています。</p> <p>本計画では、①の取組として「保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知」、②の取組として「成年後見制度の利用支援」や「成年後見人等の養成と支援」、③の取組として「社会福祉法人等への指導、助言を充実する」を計画事業としています。</p>	○

69	<p>福祉サービスは数があまりにも多すぎる。それらを1～2ページ程度のリストにするなどシンプルに示すことも考えてほしい。</p>	<p>福祉サービスは、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉など、さまざまな分野があり、対象となる方へきめ細かくサービスを行っています。このためサービスの数が多く、すべての福祉サービスを一覧で示すことは困難です。</p> <p>区では、障害者や高齢者などサービスを利用する対象者ごとに利用できるサービスを冊子にまとめて、対象者や希望者に配布しています。</p>	—
70	<p>市民後見人制度は社会福祉協議会が後見監督人になり、対象者は低料金で後見人からの支援を受けることができる。市民後見人の制度利用者を増やしてほしい。社会福祉協議会による法人後見人制度を導入し困難事例などに対応してほしい。</p>	<p>市民後見人の制度は、所定の研修を受講した一般の区民が後見業務を行うものです。</p> <p>弁護士や司法書士などの専門職後見人とは異なり、受任するケースは限られますが、適切なケースについては、市民後見人の受任が進むよう、練馬区社会福祉協議会と協力して取組を強化します。</p> <p>また、成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう「法人後見」の実施に向けた体制の整備などについて検討を進めます。</p>	○
71	<p>社会福祉法人への指導・助言にあたっては、法人の特長や活力を活かして良質な福祉サービスが提供できるように誘導してほしい。</p>	<p>社会福祉法人は、それぞれの団体がその特色を活かして各種の福祉サービスを提供しています。</p> <p>区では、その法人の持ち味が最大限発揮でき、また、一定のサービス水準が確保されるよう、社会福祉法人の適切な運営に向けた指導・助言を行っています。</p>	○
72	<p>今後、地域公益事業が社会福祉法人へ義務付けられることになっているが、その計画策定に際しては、区社会福祉法人の意見を充分反映させていただき仕組みを検討していただきたい。</p>	<p>社会福祉法人間の意見交換や連携を図り、スムーズな地域公益事業への取組を行うため、現在、練馬区内の社会福祉法人および施設を対象とした連絡会が定期的実施されています。</p>	□
73	<p>生活困窮者自立支援には、生活サポートセンターによる取組を充実させていくことになると思うが、具体的な取組があれば教えてほしい。また、社会福祉協議会が取り組んでいると思うが、区はどのように関わるのか。</p>	<p>平成27年度から、生活サポートセンターが本格的に運営を開始し、経済的な自立に向けて生活・仕事・家計相談など幅広く相談に応じています。</p> <p>生活困窮者が置かれている状況は人によってさまざまですが、個々の状況に応じた支援について、引き続き社会福祉協議会と連携して取り組んでいきます。</p>	○

74 ～ 76	<p>経済的困窮にある人には、生活保護の活用と困窮支援を行うべきですが、以下の点を留意して進めてください。</p> <p>①生活保護に対する偏見をなくすことも重要なことと考えます。事例公開を行ない、生活保護に関する正しい情報の発信を行うこと。</p>	<p>①生活保護制度の周知に努め、支援が必要な方が適切な支援を受けられるよう取り組んでいます。</p>	□
	<p>②生活に困窮している人に寄り添う相談体制を整えるには、相談窓口の多様化・対応力の強化を図る必要があります。例えば、庁舎外での相談受付や、担当者のアウトリーチによる相談対応などを図ってほしい。</p>	<p>②生活サポートセンターが実施する自立相談支援事業では、窓口への来所が困難な方に対し、その状況に応じ「電話相談」や「訪問相談」を実施しています。相談を必要としている方へ情報が確実に届くようさまざまな手法を用いた周知活動を行っていきます。</p> <p>地域で生活する生活困窮者がそれぞれの状態に応じた的確な支援を受けられるよう相談員のスキルアップを目的とした研修等を実施するなど、相談体制を整備していきます。</p>	△
	<p>③当事者の経験から学べる現場の仕組みをつくる。ケーススタディを進める。</p>	<p>③支援内容の充実を図るため、必要に応じてケースカンファレンスを行うなど、担当職員のスキルアップや情報共有に努めています。</p>	□